

定年年齢の段階的変更について

定年年齢変更表

令和6年11月2日

	令和6年度末 R7. 3. 31	令和7年度末 R8. 3. 31	令和8年度末 R9. 3. 31	令和9年度末 R10. 3. 31	令和10年度末 R11. 3. 31	令和11年度末 R12. 3. 31	令和12年度末 R13. 3. 31	令和13年度末 R14. 3. 31	令和14年度末 R15. 3. 31	令和15年度末 R16. 3. 31
昭和39年度生 S39. 4. 1～S40. 3. 31生	60歳	61歳	嘱託	嘱託	嘱託	嘱託				
昭和40年度生 S40. 4. 1～S41. 3. 31生	59歳	60歳	61歳	62歳	嘱託	嘱託	嘱託			
昭和41年度生 S41. 4. 1～S42. 3. 31生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	嘱託	嘱託		
昭和42年度生 S42. 4. 1～S43. 3. 31生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	嘱託	
昭和43年度以降生 S43. 4. 1～生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※年齢は各年度末の年齢
 は定年退職年齢

定年年齢を下記のとおり変更します。

令和 6年度～令和 7年度 61歳（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

令和 8年度～令和 9年度 62歳（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

令和10年度～令和11年度 63歳（令和10年4月1日～令和12年3月31日）

令和12年度～令和13年度 64歳（令和12年4月1日～令和14年3月31日）

令和14年度～ 65歳（令和14年4月1日～）

※嘱託終了後（65歳年度末以降）は法人の意向と本人の意思が合致すれば非常勤職員で雇用されます。

※給与諸条件は定年年齢までは年齢による変更はありません。

※令和13年度末までに限り、満60歳年度末に定年退職相当の退職金を支払い、それ以降は支払いません。

※令和14年度以降（令和14年4月1日～）は退職時に退職金を支払います。

※令和6年12月31日までに採用された職員に限り満60歳を超えて正職員を退職する場合は
 定年退職と見なして退職金を支払います。